

総務・企業常任委員会

開催日時 平成 25 年 6 月 24 日（月） 10 時 01 分～11 時 40 分

開催場所 第一委員会室

説明員 知事公室長、企業庁長および関係職員

議事の概要

【企業庁所管分】

1 付託案件

(1) 議第 133 号 平成 25 年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 134 号 平成 25 年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）について
[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

(1) 報第 5 号 平成 24 年度滋賀県公営企業繰越計算書のうち企業庁所管部分について

3 一般所管事項調査

【知事直轄組織所管分】

4 付託案件

(1) 議第 129 号 平成 25 年度滋賀県一般会計補正予算（第 3 号）のうち知事直轄組織所管部分について
[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 請願第 3 号 原子力規制委員会の新規制基準施行後直ちに大飯原子力発電所 3 号機および 4 号機の再審査（バックフィット）を実施し、運転の当否を判断することを求める意見書の提出を求めることについて
[結果] 賛成多数で採択すべきものと決した。

また、賛成委員で「関西電力大飯発電所に係る再審査の実施および運転の当否の判断を求める意見書（案）」を提出することに決定された。

5 所管事項調査

(1) 報第 3 号 平成 24 年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち知事直轄組織所管部分について

(2) 公益法人等の経営状況説明書について

財団法人 滋賀県消防協会

委員からは、消防団員の充足、確保を図るよう取り組みを進めるべきであるとの意見などが出された。

6 一般所管事項調査

委員からは、福井県で原子力発電所を運営している発電事業者に対してモニタリングポストにかかる費用等の負担を国と同様に求めていくべきではないかとの意見が出された。

7 委員長報告

委員長に一任された。

8 閉会中の継続調査事件

次の調査事件について、閉会中も調査を継続することについて議長に申し出るようになった。

- ・ 行財政問題について
- ・ 私立学校の振興対策について
- ・ 地域振興について
- ・ 県政の広報について
- ・ 防災対策について
- ・ 上水および工水供給事業の推進について

9 委員会の運営方針等について

(1) 運営方針

「県内・県外行政調査、県民参画委員会の実施や活発な審議を通じて、執行部の施策をチェックするとともに必要に応じて施策の提言を行うよう努める。」と決定された。

(2) 重点審議事項(重点調査項目)

「滋賀県離島振興計画の策定について」、「幅広い情報発信による県民との情報共有について」の2項目が位置づけられた。



委員会で配付された資料

- 1 平成24年度滋賀県公営企業繰越計算書について
- 2 平成24年度滋賀県一般会計予算の繰越明許費について（知事直轄組織）